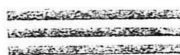


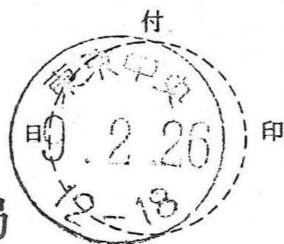


郵便はがき



郵便物配達証明書

受取人の 氏名	大蔵大臣 三塚博	様
引受番号	112.50 851334	号
<p>上記の郵便物は、 毎、2月26日 配達したのでこれを証明します。</p> <p>東京都</p> <p>東京中央郵便局</p>		



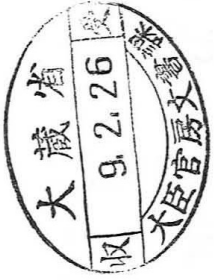
通信事務

100 東京中央郵便局

渋谷区千駄谷
五ーニーーニ
代々木リビーン
三〇三
全国五月十日
税理士連盟
様



—手紙で心のふれあいを!—



大蔵大臣殿

要望書

1997年2月26日

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-2-1-112
全国青年税理士連盟
会長 高取俊
電話03-3354-4127
FAX03-3354-4095

我々は、若手の税理士約3000名により組織され、研修活動を中心として、国民のための税理士制度の実現をめざしている団体です。官僚の腐敗が問題となっている今日ですが、我々の業界にも下記のような残念な慣習がいまだに残っております。これは増税を前にした国民を著しく憤慨させ、納税意識を急速に減退させる大問題に発展するおそれがあります。下記の事実を大臣にお知らせするとともに、一刻も早くこの慣習を止めさせるよう要望いたします。

記

要望
課税庁職員が、退職する幹部職員の税理士としての関与先（天下り先）を幹旋する行為は止めさせること。

理由

- 1、税務署が、幹部職員を税務顧問として迎えることの見返りとして、税務調査を免除するとか、税務調査の現場において、増差税額を減額して便宜を図ることが、現実に行われているように聞き及びます。またこのようなことは、わが国のいたる所で古くから言われていることであることを考えると、単なる風説とも思われません。税務調査に手心を加えるから、課税庁幹部職員を顧問に迎えなさいというのは、社会正義に反する行為にはかたまりません。これを看過するのであれば、課税の平等は地に落ち、国民の納税意欲を著しく減退させます。
- 2、退職する職員が、税理士登録した後の関与先を在職中に幹旋する行為は、課税庁職員の職務とはいえません。従って税務調査の現場で天下り引き受けの交渉をしているということが事実であるならば、勤務時間における職務の放棄であり、国家公務員としての重大な不正行為であります。
- 3、憲法は29条で国民の財産権を保護しておりますが、併せて30条では国民に納税の義務も課しております。それは同30条に規定されている適正手続きの下に、納税に関しては29条の財産権の保護の規定を30条が解除している、と解すべきものです。つまり、財産権の保護と納税の義務とは密接な関係のある制度になっているのです。ですから、適正な申告納税制度を実現し、維持していくためには、国民の信頼に足る税務行政と、専門知識をもった納税者の代理人としての税理士制度が必要になります。

しかし、このような、いわゆる天下りを「課税庁職員の退職後の労務対策として必要である。」と公言してはばからぬ税務行政の姿勢は、かねてから問題として指摘されていきます。官僚の腐敗が社会的に糾弾されている今日、このような姿勢は、適正な租税制度の維持というよりむしろ、「役人は既得権維持を目的として行政を執行している。」と、国民の目には映ります。このような事実を多くの国民が知れば、当然のこととして、国民は税務行政に対して、さらには、税理士に対しても信頼を抱かなくなります。もちろん、それは申告納税制度の崩壊につながるものです。以上



郵便はがき

151-□□

郵便物配達証明書

受取人の氏名	国税庁 長官 日高壮平 様
引受番号	112-50-85134-5号
上記の郵便物は、 年 2月6日 配達したのでこれを証明します。	
東京都	東京中央郵便局



通信事務

東京中央郵便局

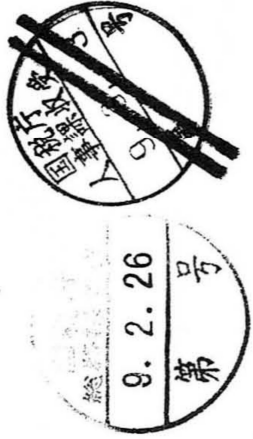
全国青年税理士連盟様

渋谷区千駄谷5-21-12
代々木リビン 303号

ユ 07370



— 手紙で心のふれあいを! —



1997年2月26日

要望書

国税庁長官殿

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
全国青年税理士連盟
会長 高取俊二
電話03-3354-4127
FAX03-3354-4095

我々は、若手の税理士約3000名により組織され、研修活動を中心として、国民のための税理士制度の実現をめざしている団体です。官僚の腐敗が問題となっている今日ですが、我々の業界にも下記のような残念な慣習がまだまだ残っており、これは増税を前にした国民を著しく憤慨させ、納税意識を急速に減退させる大問題に発展するおそれがあります。下記の事実を大臣にお知らせするとともに、一刻も早くこの慣習を止めさせるよう要望いたします。

記

要望

課税庁職員が、退職する幹部職員の税理士としての関与先（天下り先）を幹旋する行為は止めさせること。

理由

- 1、税務署が、幹部職員を税務顧問として迎えることの見返りとして、税務調査を免除するとか、税務調査の現場において、増差税額を減額して便宜を図ることが、現実に行われているように聞き及びびます。またこのようなことは、わが国のいたる所から古くから言われていることであることを考えると、単なる風説とも思われません。税務調査に手心を加えるから、課税庁幹部職員を顧問に迎えなさいというのは、社会正義に反する行為にはかたまりません。これを看過するのであれば、課税の平等は地に落ち、国民の納税意欲を著しく減退させます。
- 2、退職する職員が、税理士登録した後の関与先を在職中に幹旋する行為は、課税庁職員の職務とはいえません。従って税務調査の現場で天下り引き受けの交渉をしているということが事実であるならば、勤務時間中における職務の放棄であり、国家公務員としての重大な不正行為であります。

- 3、憲法は29条で国民の財産権を保護しておりますが、併せて30条では国民に納税の義務も課しております。それは同30条に規定されている適正手続きの下に、納税に関しては29条の財産権の保護の規定を30条が解除している、と解すべきものです。つまり、財産権の保護と納税の義務とは密接な関係のある制度になっているのです。ですから、適正な申告納税制度を実現し、維持していくためには、国民の信頼に足る税務行政と、専門知識をもった納税者の代理人としての税理士制度が必要になります。しかし、このような、いわゆる天下りを「課税庁職員の退職後の労務対策として必要である。」と公言してはばからぬ税務行政の姿勢は、かねてから問題として指摘されていきます。官僚の腐敗が社会的に糾弾されている今日、このような姿勢は、適正な租税制度の維持というよりむしろ、「役人は既得権維持を目的として行政を執行している。」と、国民の目には映ります。このような事実を多くの国民が知れば、当然のこととして、国民は税務行政に対して、さらには、税理士に対しても信頼を抱かなくなり、それは申告納税制度の崩壊につながるものです。以上